

三重県道路啓開計画協議会

規約

(名称)

第1条 本会は、「三重県道路啓開計画協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、三重県内における大規模災害時の道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、道路法（昭和27年法律第180号）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は三重県県土整備部長を、副会長は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙-1のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 5 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

6 協議会は、中部道路啓開計画協議会と調整を図ることとする。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。

協議会の会議に提出された資料及び議事概要は、会議終了後速やかに公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は三重県県土整備部施設災害対策課、三重県県土整備部道路管理課及び国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

<附 則>

本規約は、令和8年8月31日から施行する。

三重県道路啓開計画協議会

会員名簿

協議会役職	所属	役職
【道路管理者】		
会長	三重県 県土整備部	部長
副会長	中部地方整備局 三重河川国道事務所	事務所長
会員	中部地方整備局 北勢国道事務所	事務所長
〃	中部地方整備局 紀勢国道事務所	事務所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括課	担当課長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター	所長
〃	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 津高速道路事務所	所長
【関係機関】		
会員	三重県 防災対策部 災害対策推進課	課長
〃	三重県 防災対策部 消防保安課	課長
〃	三重県警察本部 交通部 交通規制課	課長
〃	三重県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊	隊長
〃	陸上自衛隊 第10師団 司令部 第3部防衛班	防衛班長
〃	陸上自衛隊 第10師団 第33普通科連隊 第3科	科長
〃	一般社団法人三重県建設業協会	専務理事
〃	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 中部ブロック	事務局
〃	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中部支部	支部長
〃	一般社団法人三重県測量設計業協会	会長
〃	三重県レッカー事業協同組合	事務局
〃	中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社 総務・広報・資材グループ	課長
〃	N T T西日本株式会社 三重支社 災害対策室・担当課	課長
〃	一般社団法人日本ガス協会 東海北陸部会	次長
〃	三重県石油商業組合・三重県石油業協同組合	専務理事
【事務局】		
三重県 県土整備部 施設災害対策課		
三重県 県土整備部 道路管理課		
中部地方整備局 三重河川国道事務所 道路管理第一課		